

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
翌日とする)

## 目次

◇告 示 新たに生じた土地の確認

字の区域の変更

海岸保全区域の指定の一部改正(二件)

開発行為に関する工事の完了

◇公 告 准看護婦試験の実施

## 告 示

鳥取県告示第千二百四十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、鳥取市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置(昭和五十五年十一月十四日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二六六の地先

二〇、一五四・四二平方メートル

鳥取県告示第千二百四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する  
字の名称

同上の区域(昭和五十五年十一月十四日現在の地番による。)

浜坂字東浜

浜坂字東浜の全域及び浜坂字東浜一三九〇の二六六の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第千二百五十号

昭和三十三年五月鳥取県告示第二百七十四号(海岸保全区域の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表の鳥取県鳥取沿岸気高海岸浜村地区海岸の項、鳥取県鳥取沿岸気高海岸姉泊地区海岸の項及び鳥取県鳥取沿岸由良海岸由良地区海岸の項を削る。

鳥取県告示第千二百五十一号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号(海岸保全区域の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表の鳥取県鳥取沿岸宝木海岸東浜地区海岸の項を削り、同表の鳥取県鳥取沿岸鳥取西部地区海岸の項の次に鳥取県鳥取沿岸気高海岸宝木地区海岸の項、鳥取県鳥取沿岸気高海岸浜村地区海岸の項、及び鳥取県鳥取沿岸気高海岸八束水地区海岸の項として次のように加える。

鳥取県鳥取沿岸 気高海岸 宝木地区海岸	<p>次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点十一と基点一とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域</p> <p>基点一 気高郡気高町大字宝木字西浜一五六一番六〇地の標柱一</p> <p>基点二 " " " " 一五六一番六〇地の標柱二</p> <p>基点三 " " " " 一五六一番地の標柱三</p> <p>基点四 " " " " 一五六一番地の標柱四</p> <p>基点五 " " " " 一五六一番地の標柱五</p> <p>基点六 " " " " 一五六一番地の標柱六</p> <p>基点七 " " " " 一五六一番地の標柱七</p> <p>基点八 基点七から北九八メートルの点</p> <p>基点九 基点四から北一一五メートルの点</p> <p>基点十 基点二から北一一二メートルの点</p> <p>基点十一 基点一から北一五〇メートルの点</p>
鳥取県鳥取沿岸 気高海岸 浜村地区海岸	<p>基点一から基点十一までを順次に直線で結んだ線及び基点十一と基点一とを直線で結んだ線並びに基点十二から基点二十四までを順次に直線で結んだ線及び基点二十四と基点十二とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち森</p>

<p>林法第二十五条第一項の規定による保安林を除いた区域</p> <p>基点一 気高郡大字浜村字東浜七八四番地先の標柱一</p> <p>基点二 " " 七八四番地先の標柱二</p> <p>基点三 " " 七八四番地先の標柱三</p> <p>基点四 " " 七八四番地先の標柱四</p> <p>基点五 " " 七八四番地先の標柱五</p> <p>基点六 " " 七八四番地先の標柱六</p> <p>基点七 " " 七八四番地先の標柱七</p> <p>基点八 " " 七八四番地先の標柱八</p> <p>基点九 " " 七八四番地先の標柱九</p> <p>基点十 " " 七八四番地先の標柱十</p> <p>基点十一 基点一から北九八メートルの点</p> <p>基点十二 気高郡気高町大字浜村字西浜七八三番地の標柱</p> <p>十二</p> <p>基点十三 " " 七八三番地の標柱</p> <p>十三</p> <p>基点十四 " " 七八三番地の標柱</p> <p>十四</p> <p>基点十五 " " 七八三番地の標柱</p> <p>十五</p> <p>基点十六 " " 七八三番地の標柱</p> <p>十六</p> <p>基点十七 " " 七八三番地の標柱</p> <p>十七</p> <p>基点十八 " " 七八三番地の標柱</p>	<p>鳥取県鳥取沿岸 気高海岸 八東水地区海岸</p> <p>次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点二十二と基点一とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち森林法第二十五条第一項の規定による保安林を除いた区域</p> <p>基点一 気高郡気高町大字浜村字西浜七八三番地の標柱一</p> <p>基点二 " " 大字八東水字短尾二七〇八番六四地</p> <p>先の標柱二</p> <p>基点三 " " 二七〇八番六四地</p> <p>先の標柱三</p> <p>基点四 " " 二七〇八番六四地</p> <p>先の標柱四</p> <p>基点五 " " 二七〇八番六四地</p> <p>先の標柱五</p>	<p>十八</p> <p>基点十九 " " 七八三番地の標柱</p> <p>十九</p> <p>基点二十 " " 七八三番地の標柱</p> <p>二十</p> <p>基点二十一 " " 七八三番地の標柱</p> <p>二十一</p> <p>基点二十二 " " 七八三番地の標柱</p> <p>二十二</p> <p>基点二十三 基点二十二から北二一四メートルの点</p> <p>基点二十四 基点十二から二三度三〇分三二〇メートルの点</p>
---	---	---

基点六	先の標柱六	二七〇八番六四地
基点七	先の標柱七	二七〇八番六五地
基点八	先の標柱八	二七〇八番六五地
基点九	先の標柱九	二七〇八番六五地
基点十	先の標柱十	二七〇八番六六地
基点十一	先の標柱十一	二七〇八番六六地
基点十二	先の標柱十二	二七〇八番六六地
基点十三	先の標柱十三	二七〇八番一地先
基点十四	先の標柱十四	二七〇八番一地先
基点十五	先の標柱十五	二七〇八番一地先
基点十六	先の標柱十六	字姫路二七〇六番八〇地先の標柱
基点十七	先の標柱十七	二七〇六番八〇地先の標柱
基点十八	先の標柱十八	二七〇六番八〇地先の標柱

表の鳥取県鳥取沿岸北条海岸の項を次のように改める。

鳥取県鳥取沿岸北条海岸

- 十八 基点十九 " 二七〇六番八〇地先の標柱
- 十九 基点二十 基点十六から北一六八メートルの点
- 基点二十一 基点十から北二〇五メートルの点
- 基点二十二 基点一から北二一四メートルの点

次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点九十六と基点一とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち森林法第二十五条第一項の規定による保安林を除いた区域

- 基点一 東伯郡北条町江北字灘際二九〇五番一二地先の標柱一
- 基点二 " 二九〇五番二四地先の標柱二
- 基点三 " 二九〇五番一二地先の標柱三
- 基点四 " 二九〇五番一一地先の標柱四
- 基点五 " 二九〇五番一〇地先の標柱五
- 基点六 " 二九〇五番一〇地先の標柱六
- 基点七 " 二九〇五番一〇地先の標柱七

柱七	基点八	二九〇五番二四地先の標
柱八	基点九	二九〇四番二四地先の標
柱九	基点十	二九〇四番二四地先の標
柱十	基点十一	二九〇四番二四地先の標
柱十一	基点十二	二九〇五番二地先の標柱
柱十二	基点十三	二九〇五番二地先の標柱
柱十三	基点十四	二九〇五番二地先の標柱
柱十四	基点十五	二九〇五番二地先の標柱
柱十五	基点十六	二九〇五番二地先の標柱
柱十六	基点十七	二九〇五番二地先の標柱
柱十七	基点十八	二九〇五番二地先の標柱
柱十八	基点十九	二九〇五番二地先の標柱
柱十九	基点十九	因坂字灘際一三二〇番次二地先の標
柱二十	基点二十	一三二〇番次二地先の標
柱二十一	基点二十一	一三二〇番次三地先の標
柱二十二	基点二十二	一三二〇番次三地先の標
柱二十三	基点二十三	一三二〇番次三地先の標
柱二十四	基点二十四	一三二〇番次四地先の標
柱二十五	基点二十五	一三二〇番次四地先の標
柱二十六	基点二十六	一三二〇番次四地先の標
柱二十七	基点二十七	田井字灘際四九九番地先の標柱
柱二十八	基点二十八	四九九番地先の標柱
柱二十九	基点二十九	弓原字灘際八七九番地先の標柱
柱三十	基点三十	下神字東灘山一〇七〇番一地先の標柱
柱三十一	基点三十一	一〇七〇番一地先の標柱
柱三十二	基点三十二	一〇七〇番一地先の標柱

標柱三十二	字中灘山二二〇二番一地先の
基点三十三	〃
標柱三十三	〃
基点三十四	〃
標柱三十四	〃
基点三十五	〃
標柱三十五	〃
基点三十六	〃
柱三十六	〃
基点三十七	〃
標柱三十七	〃
基点三十八	〃
標柱三十八	〃
基点三十九	〃
柱三十九	〃
基点四十	〃
柱四十	〃
基点四十一	〃
柱四十一	〃
基点四十二	〃
柱四十二	〃
基点四十三	〃
柱四十三	〃
基点四十四	〃
柱四十四	〃

基点四十五	〃	一二八三番地先の標
柱四十五	〃	〃
基点四十六	〃	一二八三番地先の標
柱四十六	〃	〃
基点四十七	〃	一二八三番地先の標
柱四十七	〃	〃
基点四十八	〃	一二八三番地先の標
柱四十八	〃	〃
基点四十九	基点四十八から北七六メートルの点	〃
基点五十	基点四十七から北九八メートルの点	〃
基点五十一	基点四十六から北九四メートルの点	〃
基点五十二	基点四十五から北九七メートルの点	〃
基点五十三	基点四十四から北七八メートルの点	〃
基点五十四	基点四十三から北八五メートルの点	〃
基点五十五	基点四十二から北一〇〇メートルの点	〃
基点五十六	基点四十一から北八六メートルの点	〃
基点五十七	基点四十から北九五メートルの点	〃
基点五十八	基点三十九から北八〇メートルの点	〃
基点五十九	基点三十八から北九一メートルの点	〃
基点六十	基点三十七から北一一三メートルの点	〃
基点六十一	基点三十六から北七七メートルの点	〃
基点六十二	基点三十五から北八四メートルの点	〃
基点六十三	基点三十四から北一一〇メートルの点	〃
基点六十四	基点三十三から北九二メートルの点	〃
基点六十五	基点三十二から北九四メートルの点	〃

- 基点六十六 基点三十一から北一〇〇メートルの点
- 基点六十七 基点三十から北一〇一メートルの点
- 基点六十八 基点二十九から北一一三メートルの点
- 基点六十九 基点二十八から北一一五メートルの点
- 基点七十 基点二十七から北一二七メートルの点
- 基点七十一 基点二十六から北一四〇メートルの点
- 基点七十二 基点二十五から北一五八メートルの点
- 基点七十三 基点二十四から北一七二メートルの点
- 基点七十四 基点二十三から北一八四メートルの点
- 基点七十五 基点二十二から北二〇四メートルの点
- 基点七十六 基点二十一から北二二五メートルの点
- 基点七十七 基点二十から北二四八メートルの点
- 基点七十八 基点十九から北二八〇メートルの点
- 基点七十九 基点十八から北三二三メートルの点
- 基点八十 基点十七から北三七九メートルの点
- 基点八十一 基点十六から北四四八メートルの点
- 基点八十二 基点十五から北五三三メートルの点
- 基点八十三 基点十四から北六三六メートルの点
- 基点八十四 基点十三から北七五九メートルの点
- 基点八十五 基点十二から北九〇四メートルの点
- 基点八十六 基点十一から北一〇四七メートルの点
- 基点八十七 基点十から北一二〇四メートルの点
- 基点八十八 基点九から北一三八七メートルの点
- 基点八十九 基点八から北一九九七メートルの点
- 基点九十 基点七から北二九三三メートルの点

表の鳥取県鳥取沿岸北条海岸の項の次に鳥取県鳥取沿岸大栄東海岸の項及び鳥取県鳥取沿岸大栄西海岸の項として次のように加える。

- 基点九十一 基点六から北九八メートルの点
- 基点九十二 基点五から北九一メートルの点
- 基点九十三 基点四から北八九メートルの点
- 基点九十四 基点三から北九六メートルの点
- 基点九十五 基点二から北一一六メートルの点
- 基点九十六 基点一から北一三九メートルの点

鳥取県鳥取沿岸  
大栄東海岸

次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点六十と基点一とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち、森林法第二十五条第一項の規定による保安林を除いた区域

- 基点一 東伯郡大栄町大字東園字稲場六〇八番四八四地先の標柱一
- 基点二 " 六〇八番四八五地先の標柱二
- 基点三 " 六〇八番四八六地先の標柱三
- 基点四 " 六〇八番四八七地先の標柱四
- 基点五 " 六〇八番四八七地先の標柱五
- 基点六 " 六〇八番四八九地先の標柱六

基点七 " の標柱七	六〇八番四九〇地先
基点八 " の標柱八	六〇八番四九一地先
基点九 " の標柱九	六〇八番四九三地先
基点十 " の標柱十	六〇八番四九四地先
基点十一 柱十一	大字西園字北浜一六一〇地先の標
基点十二 柱十二	一六一〇地先の標
基点十三 柱十三	一六一〇地先の標
基点十四 柱十四	一六一〇地先の標
基点十五 柱十五	一六一〇地先の標
基点十六 柱十六	一六一〇地先の標
基点十七 柱十七	一六一〇地先の標
基点十八 柱十八	一六一〇地先の標
基点十九 "	一六一〇地先の標
基点二十 柱二十	一六一〇地先の標
基点二十一 柱二十一	一六一〇地先の標
基点二十二 柱二十二	一六一〇地先の標
基点二十三 柱二十三	一六一〇地先の標
基点二十四 柱二十四	一六一〇地先の標
基点二十五 標柱二十五	大字由良宿字東浜二二二一地先の標
基点二十六 標柱二十六	二二二一地先の標
基点二十七 標柱二十七	二二二一地先の標
基点二十八 標柱二十八	二二二一番地先の標
基点二十九 標柱二十九	二二二一番地先の標
基点三十 標柱三十	二二二一番地先の標
基点三十一 基点三十から北一五〇メートルの点	
基点三十二 基点二十九から北一一二メートルの点	

基点三十三 基点二十八から北九九メートルの点  
 基点三十四 基点二十七から北九五メートルの点  
 基点三十五 基点二十六から北九九メートルの点  
 基点三十六 基点二十五から北八一メートルの点  
 基点三十七 基点二十四から北八五メートルの点  
 基点三十八 基点二十三から北九九メートルの点  
 基点三十九 基点二十二から北一〇七メートルの点  
 基点四十 基点二十一から北九六メートルの点  
 基点四十一 基点二十から北九四メートルの点  
 基点四十二 基点十九から北九六メートルの点  
 基点四十三 基点十八から北一〇四メートルの点  
 基点四十四 基点十七から北一二二メートルの点  
 基点四十五 基点十六から北一一六メートルの点  
 基点四十六 基点十五から北一〇九メートルの点  
 基点四十七 基点十四から北一〇九メートルの点  
 基点四十八 基点十三から北一一〇メートルの点  
 基点四十九 基点十二から北九九メートルの点  
 基点五十 基点十一から北八八メートルの点  
 基点五十一 基点十から北七六メートルの点  
 基点五十二 基点九から北一〇〇メートルの点  
 基点五十三 基点八から北一一二メートルの点  
 基点五十四 基点七から北九〇メートルの点  
 基点五十五 基点六から北八四メートルの点  
 基点五十六 基点五から北八八メートルの点  
 基点五十七 基点四から北八八メートルの点

鳥取県鳥取沿岸  
大栄西海岸

基点五十八 基点三から北一一六メートルの点  
 基点五十九 基点二から北八二メートルの点  
 基点六十 基点一から北七六メートルの点

次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点六十八と基点  
 一とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち森林法  
 第二十五条第一項の規定による保安林を除いた区域  
 基点一 東伯郡大栄町大字由良宿字西浜二二二番地先の

基点二 " 二二二番地先の  
 標柱二

基点三 " 二二二番地先の  
 標柱三

基点四 " 二二二番地先の  
 標柱四

基点五 " 二二二番地先の  
 標柱五

基点六 " 大字妻波字大西浜一三八〇番一地先の  
 の標柱六

基点七 " 一三八〇番一地先の  
 の標柱七

基点八 " 一三八〇番一地先の  
 の標柱八

基点九 " 一三八〇番二地先の  
 の標柱九

基点十 " " 標柱十	一三七九番地先
基点十一 " " の標柱十一	一三八〇番六地先
基点十二 " " の標柱十二	一三八〇番六地先
基点十三 " " の標柱十三	一三八〇番六地先
基点十四 " " の標柱十四	一三八〇番六地先
基点十五 " " の標柱十五	大字大谷字砂浜二二二番二地先
基点十六 " " の標柱十六	二二二番二地先
基点十七 " " の標柱十七	二二二番二地先
基点十八 " " の標柱十八	二二二番二地先
基点十九 " " の標柱十九	二二二番三地先
基点二十 " " の標柱二十	二二二番三地先
基点二十一 " " の標柱二十一	二二二番六地先
基点二十二 " " の標柱二十二	二二二番六地先
基点二十三 " " の標柱二十三	二二二番六地先
基点二十四 " " の標柱二十四	二二二番七地先
基点二十五 " " の標柱二十五	二二二番七地先
基点二十六 " " の標柱二十六	二二二番七地先
基点二十七 " " の標柱二十七	二二二番七地先
基点二十八 " " の標柱二十八	二二二番七地先
基点二十九 " " の標柱二十九	二二二番五地先
基点三十 " " の標柱三十	二二二番五地先
基点三十一 " " の標柱三十一	二二二番五地先
基点三十二 " " の標柱三十二	二二二番四地先
基点三十三 " " の標柱三十三	二二二番四地先
基点三十四 " " の標柱三十四	二二二番四地先

- 基点三十五 基点三十四から北一〇六メートルの点
- 基点三十六 基点三十三から北八七メートルの点
- 基点三十七 基点三十二から北九〇メートルの点
- 基点三十八 基点三十一から北九三メートルの点
- 基点三十九 基点三十から北一二二メートルの点
- 基点四十 基点二十九から北一〇六メートルの点
- 基点四十一 基点二十八から北九七メートルの点
- 基点四十二 基点二十七から北一〇二メートルの点
- 基点四十三 基点二十六から北一一五メートルの点
- 基点四十四 基点二十五から北一〇〇メートルの点
- 基点四十五 基点二十四から北一一〇メートルの点
- 基点四十六 基点二十三から北一二三メートルの点
- 基点四十七 基点二十二から北一二二メートルの点
- 基点四十八 基点二十一から北一二八メートルの点
- 基点四十九 基点二十から北一〇八メートルの点
- 基点五十 基点十九から北一二四メートルの点
- 基点五十一 基点十八から北一〇八メートルの点
- 基点五十二 基点十七から北一〇五メートルの点
- 基点五十三 基点十六から北一〇七メートルの点
- 基点五十四 基点十五から北一二七メートルの点
- 基点五十五 基点十四から北一二三メートルの点
- 基点五十六 基点十三から北一〇九メートルの点
- 基点五十七 基点十二から北一一三メートルの点
- 基点五十八 基点十一から北一〇九メートルの点
- 基点五十九 基点十から北八九メートルの点

- 基点六十 基点九から北八〇メートルの点
- 基点六十一 基点八から北九五メートルの点
- 基点六十二 基点七から北九二メートルの点
- 基点六十三 基点六から北八九メートルの点
- 基点六十四 基点五から北八三メートルの点
- 基点六十五 基点四から北七〇メートルの点
- 基点六十六 基点三から北八六メートルの点
- 基点六十七 基点二から北八八メートルの点
- 基点六十八 基点一から北一二八メートルの点

表の鳥取県鳥取沿岸赤碓海岸赤碓地区海岸の項の次に鳥取県鳥取沿岸赤碓海岸地区海岸の項として次のように加える。

鳥取県鳥取沿岸  
赤碓海岸  
笹津地区海岸

- 基点一から基点八までを順次に直線で結んだ線及び基点八と基点一とを直線で結んだ線並びに基点九から基点三十六までを順次に直線で結んだ線及び基点三十六と基点九とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち森林法第二十五条第一項の規定による保安林を除いた区域
- 基点一 東伯郡赤碓町大字笹津字濱一九二番地先の標柱一
- 基点二 " " 一九二番地先の標柱二
- 基点三 " " 一九二番地先の標柱三
- 基点四 " " 一九二番地先の標柱四
- 基点五 基点四から二〇度五八分八一メートルの点
- 基点六 基点三から北八八メートルの点
- 基点七 基点二から北八九メートルの点

基点八	基点一から二〇度五八分九二メートルの点
基点九	東伯郡赤碓町大字竜津字牧戸四八一番地先の標柱
九	
基点十	四八一番地先の標柱
十	
基点十一	五一一番地先の標柱
十一	
基点十二	五一一番地先の標柱
十二	
基点十三	五一一番地先の標柱
十三	
基点十四	五一四番二地先の標柱
柱十四	
基点十五	字城ノ内一〇二六番地先の標柱十五
基点十六	一〇二六番地先の標柱十六
基点十七	一〇二六番地先の標柱十七
基点十八	字下野一〇二七番二地先の標柱十八
基点十九	一〇二七番二地先の標柱十九
基点二十	一〇二七番二地先の標柱二十

基点二十一	一〇二七番二地先の標柱二十一
基点二十二	一〇二七番二地先の標柱二十二
基点二十三	基点二十二から二〇度五八分七三メートルの点
基点二十四	基点二十一から北六四メートルの点
基点二十五	基点二十から北六五メートルの点
基点二十六	基点十九から北七〇メートルの点
基点二十七	基点十八から北六七メートルの点
基点二十八	基点十七から北六七メートルの点
基点二十九	基点十六から北六〇メートルの点
基点三十	基点十五から北六六メートルの点
基点三十一	基点十四から北六二メートルの点
基点三十二	基点十三から北七八メートルの点
基点三十三	基点十二から北七九メートルの点
基点三十四	基点十一から北七七メートルの点
基点三十五	基点十から北六八メートルの点
基点三十六	基点九から二〇度五八分七一メートルの点

鳥取県告示第千二百五十二号  
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年十二月二十八日 鳥取県指令受米土雜第十三百七十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字大向堂ノ北二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原一三五六

本 生 英 雄

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和28年法律第203号）第18条の規定により、  
准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和55年12月26日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時

昭和56年3月3日（火）午前9時から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 受験願書の提出期間

昭和56年1月19日（月）から同月26日（月）まで（郵送の場合は、昭和56年1月26日までの消印のあるものは、有効とする。）

4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。